

新潟市立越前小学校 いじめ防止対策基本方針

【定義】：いじめ防止対策推進法より

「いじめ」とは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

【基本理念】：新潟市の基本理念より

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

【学校（教職員）の責務】

基本理念に則り、学校全体でいじめの防止及び早期発見、未然防止に取り組み、在籍児童にわずかでも兆候が見られた時には、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

【保護者の責務】

保護者は児童の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、当該児童に対し規範意識を養うための指導に努めるものとする。

保護者は国、地方公共団体、学校設置者及び、その設置する学校が講ずるいじめ防止等の措置に協力するよう努めるものとする。

【具体的方策】

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。

◆ いじめの未然防止と早期発見・早期解決に向けた方策＝いじめ見逃し^{ゼロ}0

（1）児童の多面的な理解と変化の早期発見・即時対応

全職員は全児童に積極的に関わり、児童の情報を日常的に交換し合い、多面的な理解に努め、児童の真意に合った指導をしていくものとする。

児童の変化についての話題が職員室の日常会話になる環境づくりをし、全職員で全児童を見守る体制づくりをする。

「いじめたかどうか」ではなく、「助けたかどうか」を厳しく問える学級づくりをすすめていく。

軽微な問題として一方的な判断で処理したり、担任が個人で抱え込んだりしないよう情報共有を常とし、あらゆる立場での見取りや聞き取りを大事にして記録し、引き継いでいく。

(2) 年3回の「いじめ状況調査」と教育相談の連動

日常的に児童一人一人の声に耳を傾け、より児童の目線に立った実態把握に努める。いじめ0の数値を目指すものではなく、いじめ見逃し0を目指し、きめ細やかな対応をする。

長期休業前を定期調査期間（4月～7月，8月～12月，1月～3月）としてアンケート調査と教育相談を行う。

(3) インターネットによるいじめの防止策

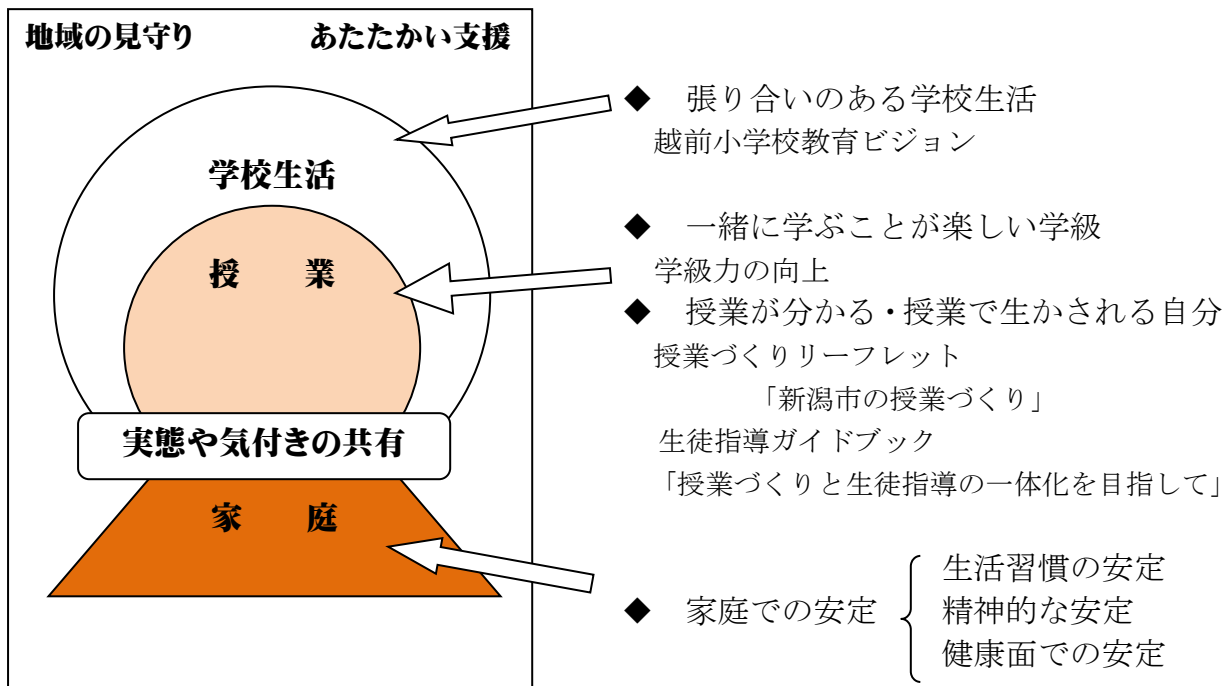
児童のインターネットや携帯電話等の利用状況を調査し、適切な利用について児童・保護者に啓発活動を行い、情報モラル教育の充実に努める。

情報ネットワークの危険性を学ぶ機会を設ける。

(4) 地域をあげて子どもを守り育てるために、学校や家庭、子どもの健全育成にかかわる関係諸団体・機関，所轄警察署等と連携し、情報交換と行動連携に努める。

(5) 保育園・中学校との連携を深め（小中連携事業生徒指導部会：巻西中学校区いじめ防止連絡協議会），継続的な指導と個に応じた支援を充実させる。

<いじめを許さない・見逃さない学校の風土づくり>

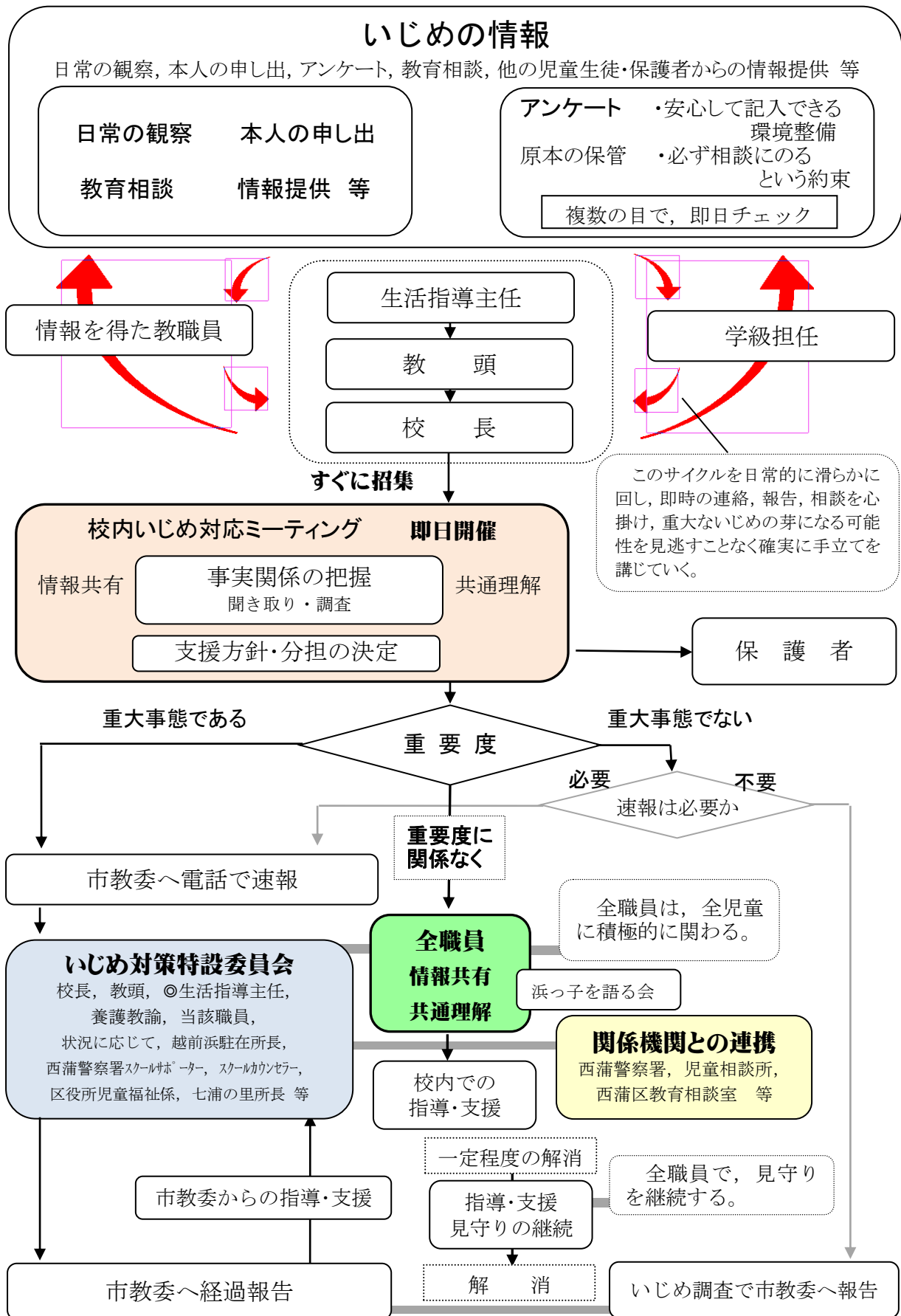


◆ いじめ発生時の対策

いじめが発生した場合は即時、「校内いじめ対応ミーティング」を行う。構成メンバーは、管理職，生活指導主任，該当学年の担任，その他事案に関係する教職員とし，組織的な対応を効率的・実効的に行うことができるようにする。さらに，すべての教職員が，いじめの対応等に主体的にかかわることができるようにするために，「浜っ子を語る会」を定期的実施する。又，問題が確かに解決したかを判断するために定期的に経過観察を行い，確実な終結を図る。

重大な事案が発生した際には，いじめ対策特設委員会を設置する。特設委員会は，校長を委員長，教頭を副委員長とし，生活指導主任を主任とする。構成員は特設委員長と主任の指示のもと，必要な職員がこれに当たる。

<事態発生時の対応>



このサイクルを日常的に滑らかに回し, 即時の連絡, 報告, 相談を心掛け, 重大ないじめの芽になる可能性を見逃すことなく確実に手立てを講じていく。

重要度

重大事態である

重大事態でない

市教委へ電話で速報

↓

いじめ対策特設委員会
校長, 教頭, ◎生活指導主任,
養護教諭, 当該職員,
状況に応じて, 越前浜駐在所長,
西蒲警察署スクールホーター, スクールカウンセラー,
区役所児童福祉係, 七浦の里所長 等

市教委からの指導・支援

↓

市教委へ経過報告

重要度に関係なく

**全職員
情報共有
共通理解**

関係機関との連携
西蒲警察署, 児童相談所,
西蒲区教育相談室 等

校内での
指導・支援

↓

一定程度の解消

指導・支援
見守りの継続

↓

解 消

必要

↓

速報は必要か

↓

全職員は, 全児童
に積極的に関わる。

涙っ子を語る会

全職員で, 見守り
を継続する。

↓

いじめ調査で市教委へ報告

不要

↓

いじめ調査で市教委へ報告

平成25年10月 検討案提示
平成26年 3月 策定
平成29年 8月 一部改正